

施行規則の特例に係る JWNETの運用について

情報サービス部

「新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令について」に係る電子マニフェストの運用について

令和2年5月15日付で「新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令（令和2年環境省令第16号）」が施行されました。この省令では下表のとおり特例を定めています。

本特例には、「緊急事態宣言解除日まで」等、適用期間が定められていますのでご注意ください。

記

【特例措置の概要（一部抜粋）】

	内 容	変更前	変更後
①	運搬受託者及び処分受託者が廃棄物の処理をした際の処理終了報告までの期限を延長	3日（休日を除く）	30日
②	排出事業者が運搬終了報告・処分終了報告を受けないことにより産業廃棄物の処理の状況の把握等をすべき義務を負うまでの期限を延長	収集運搬・処分 90日	120日
		最終処分 180日	240日

【電子マニフェスト（JWNET）システムの影響】

○ チェック機能（日付チェック設定・期限切れ通知等）は変更前の期日で警告表示・通知されます。

※チェック機能については次ページをご参照ください。

通知：環境省ホームページ

新型コロナウイルス感染症に対処するための廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の特例を定める省令について（令和2年5月15日）

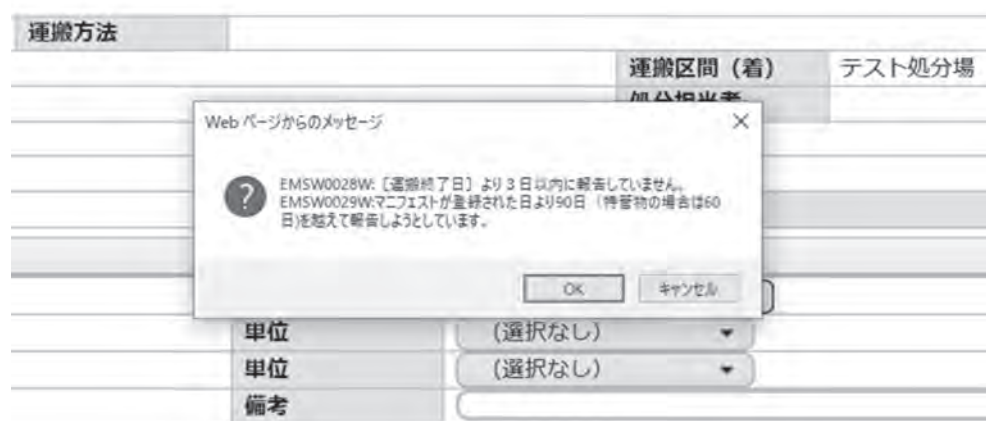
[URL http://www.env.go.jp/press/108031.html](http://www.env.go.jp/press/108031.html)

1. 対象者：「日付チェック設定」している運搬業者及び処分業者

【日付チェック設定画面】で設定を確認できます。

https://www.jwnet.or.jp/assets/pdf/jwnet/manual/manual-part106/manual-part106_6_9.pdf

※留意：設定している場合、メッセージが表示されますが、処理終了報告はできます。



2. 対象者：「通知情報設定」している排出事業者、運搬業者及び処分業者

【通知設定画面】で設定を確認できます。

https://www.jwnet.or.jp/assets/pdf/jwnet/manual/manual-part205/manual-part205_5_3.pdf

※留意：下表の通知を設定している場合、変更前の期日で通知されます。

https://www.jwnet.or.jp/assets/pdf/jwnet/manual/manual-part102/manual-part102_2_68.pdf
(6 ページ目抜粋)

【重要な通知】

通知コード	通知の種類名	内容
126	運搬終了報告 確認期限切れ通知	マニフェスト情報を登録してから90日（特別管理産業廃棄物の場合60日）を経過しても運搬終了報告が行われない場合に通知されます。
128	処分終了報告 確認期限切れ通知	マニフェスト情報を登録してから90日（特別管理産業廃棄物の場合60日）を経過しても処分終了報告が行われない場合に通知されます。
130	最終処分終了報告 確認期限切れ通知	マニフェスト情報を登録してから180日を経過しても最終処分終了報告が行われない場合に通知されます。

【お知らせ通知】

通知コード	通知の種類名	内容
127	運搬終了報告確認 期限切れ間近通知	確認期限の間近になっても運搬終了報告が行われないときに通知されます。 ※通知日（確認期限日の何日前）は環境設定で設定可能 P1-6-11 参照
129	処分終了報告確認 期限切れ間近通知	確認期限の間近になっても処分終了報告が行われないときに通知されます。 ※通知日（確認期限日の何日前）は環境設定で設定可能 P1-6-11 参照
131	最終処分終了報告 確認 期限切れ間近通知	確認期限の間近になっても最終処分終了報告が行われないときに通知されます。 ※通知日（確認期限日の何日前）は環境設定で設定可能 P1-6-11 参照